

平成29年
第30回嬉野市農業委員会
総会議事録

平成29年12月1日

嬉野市農業委員会

平成29年 第30回嬉野市農業委員会総会議決一覧

議案番号	整理番号	件名	議決日	議決結果
議案第1号		農用地利用集積計画の解約について		
	1	大草野 賃借権	H29.12.01	承認
	2	下宿三本松 外1筆 賃借権	H29.12.01	承認
	3	谷所一本杉 使用貸借権	H29.12.01	承認
	4	谷所一本杉 賃借権	H29.12.01	承認
	5	吉田上万属 賃借権	H29.12.01	承認
	6	吉田上万属 賃借権	H29.12.01	承認
	7	馬場下四本松 外1筆 賃借権	H29.12.01	承認
	8	下宿三本松 使用貸借権	H29.12.01	承認
	9	久間堤ノ上 使用貸借権	H29.12.01	承認
議案第2号		農用地利用集積計画の決定について		
		利用権設定		
	塩1～16	谷所二本椿 外29筆 賃借権・使用貸借権	H29.12.01	承認
	嬉1～7	不動山皿屋谷 外17筆 賃借権・使用貸借権	H29.12.01	承認
		利用権設定（農地中間管理機構）		
	塩1～23	五町田小島 外86筆 賃借権・使用貸借権	H29.12.01	承認
議案第3号		農地法第3条申請の許可について		
	1	馬場下四本松 外1筆 売買	H29.12.01	許可
議案第4号		農地法第4条申請の承認について		
	1	下野一本松 外2筆 植林	H29.12.01	承認
議案第5号		農地法第5条申請許可申請書の取り消し願承認について		
	1	下宿轟原 一般住宅	H29.12.01	承認
議案第6号		農地法第5条の規定による申請の承認について		
	1	下宿五本松 外10筆 工事用進入路他	H29.12.01	承認
	2	下野一本松三 宅地拡張(駐車場)	H29.12.01	承認
	3	久間堤ノ上 一般住宅及び駐車場	H29.12.01	承認

平成29年 第29回嬉野市農業委員会総会議事録

- 1 招集年月日 平成29年12月1日
 2 招集場所 嬉野市役所嬉野庁舎 3-1会議室
 3 開会日時 開会 平成29年12月1日 午後1時30分 議長 西田 昭義
 及び 宣告 閉会 平成29年12月1日 午後2時50分 議長 西田 昭義
 4 会議の公開の 非公開
 可否・理由 非公開理由：嬉野市審議会等の会議の公開に関する要綱第4条
 第1項の規定による
 5 出席及び欠席委員並びに職員 出席委員19名 欠席委員6名

(農業委員)

席次	氏名	出欠	備考	席次	氏名	出欠	備考
会長	西田昭義	出	議長	13	田島昭英	出	
1	松元正行	欠		14	大島栄吉	出	
2	水川靖廣	出		15	宮崎勇	出	
3	川原安幸	出		16	植松和幸	出	
4	稲富 茂	出		17	一ノ瀬宏則	出	
5	白川久美子	出	憲章朗読	18	馬場みどり	出	
6	富永敏文	欠		19	池田藤巳	欠	
7	小森隆昭	欠		20	井手寛紀	出	
8	淵野厚由	出		21	前田安一	出	
9	川内利光	出	議事録署名	22	山崎 正	欠	
10	松尾 直	欠		23	山口智佐代	出	
11	江口幸一郎	出		24	武藤 正	出	
12	池田博幸	出	班 長 議事録署名				

(職員等)

農業委員会事務局長	白石 伸之	農地利用集積推進委員	秋月 治馬
農業委員会事務局主事	永田 良子	農林課副課長	小原 和子

議 長 それでは、(議案書1ページ) 議案第1号 農用地利用集積計画の解約について を議題とします。整理番号1番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案書1ページ、整理番号1番です。
貸付人は 万才の ○○○○ 様、
借受人は 南下の ○○○○ 様です。

所在地は、大字大草野 ^{つじ} 辻 ○○○番○

地目は田 面積は754㎡、
利用権区分は賃借権で、目的は米です。
期間は平成28年6月1日から平成31年5月31日まで、
小作料は、反当り60kg、年45kgです。
解約理由は、借り手人を変えて、改めて契約するためということです。農地法第18条第6項の規定による合意解約した旨の通知を受けております。以上です。

議 長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員 「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長 無いようですので、採決に入ります。整理番号1番については、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長 はい、異議なしと認めます。議案第1号 農用地利用集積計画の解約について、整理番号1番については、原案どおり承認することに決定しました。

.....

議 長 次に、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号2番です。
貸付人は 内野内野山の ○○○○ 様、
借受人は 同じく内野内野山の ○○○○ 様です。
所在地は、大字下宿 三本松 ○○○番 外1筆
地目は2筆とも田 面積は合計で5,225㎡です。
利用権区分は賃借権で、目的は米です。
期間は平成28年6月15日から平成33年6月14日までで、
小作料は、反当り5,742円、年30,000円と
米、反当り30kg、年157kgです。
解約理由は、借り手人を変えて、改めて契約するためということです。農地法第18条第6項の規定による合意解約した旨の通知を受けております。以上です。

議 長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員 貸付人と

事 務 局 (回答等)

議 長

他にありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号2番については、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

はい、異議なしと認めます。議案第1号 農用地利用集積計画の解約について、整理番号2番については、原案どおり承認することに決定いたしました。

議 長

次に、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

整理番号3番です。

貸付人は 茂手の ○○○○ 様、

借受人は 同じく茂手の ○○○○ 様です。

所在地は、大字谷所 一本杉 ○○○番 地目は田 面積は662㎡、

利用権区分は使用貸借権で、目的は米です。

期間は平成29年6月1日から平成32年5月31日までです。

解約理由は、借受人の都合によるためということです。合意解約した旨の通知を受けております。以上です。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号3番については、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

はい、異議なしと認めます。議案第1号 農用地利用集積計画の解約について、整理番号3番については、原案どおり承認することに決定しました。

議 長

次に、整理番号4番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

整理番号4番です。

貸付人は 整理番号3番と同じく 茂手の ○○○○ 様、

借受人は 鹿島市の ○○○○ 様です。

所在地は、大字谷所 一本杉 ○○○番

地目は田 面積は1,189㎡、

利用権区分は賃借権で、目的は米です。

期間は平成23年6月1日から平成33年5月31日まで、

小作料は、反当り34.7kg、年41.2kgです。

解約理由は、借受人の都合によるためということです。農地法第18条第6項の規定による合意解約した旨の通知を受けております。以上です。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり]
議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号4番については、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 はい、異議なしと認めます。議案第1号 農用地利用集積計画の解約について、整理番号4番については、原案どおり承認することに決定いたしました。

.....
議長 次に、整理番号5番ですが。

皆さんに、お諮りします。5番と6番の借受人が同一人であるので、一括審議したいと思います。御異議ありませんか。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長 異議なしと認めます。整理番号5番と6番について、事務局の説明を求めます。

事務局 先ず、整理番号5番です。

貸付人は 東吉田の ○○○○ 様、
借受人は 同じく東吉田の ○○○○ 様です。

所在地は、大字吉田 ^{かみまんどく} 上万属 ○○○番 地目は田 面積は850㎡、

利用権区分は賃借権で、目的は米です。

期間は平成27年4月6日から平成32年4月5日まで、

小作料は、反当り40.5kg、年34.4kgです。

解約理由は、借受人が病気のためということです。農地法第18条第6項の規定による合意解約した旨の通知を受けております。

次に、議案書2ページです。整理番号6番です。

貸付人は 温泉4区の ○○○○ 様、
借受人は 整理番号5番と同じく 東吉田の ○○○○ 様です。

所在地は、大字吉田 ^{かみまんどく} 上万属 ○○○番

地目は田 面積は2,159㎡、

利用権区分は賃借権で、目的は米です。

期間は平成27年4月6日から平成32年4月5日まで、

小作料は、反当り60.0kg、年130.0kgです。

解約理由は、整理番号5番と同じく、借受人が病気のためということです。農地法第18条第6項の規定による合意解約した旨の通知を受けております。以上です。

議長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号5番及び6番については、原

案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

はい、異議なしと認めます。議案第1号 農用地利用集積計画の解約について、整理番号5番及び6番については、原案どおり承認することに決定いたしました。

議 長

事務局

次に、整理番号7番について、事務局の説明を求めます。
整理番号7番です。

貸付人は 千葉県木更津市の ○○○○ 様、

借受人は 町分の ○○○○ 様です。

所在地は、大字馬場下 四本松 ○○○番○ 外1筆

地目は2筆とも田 面積は合計で1, 433㎡です。

利用権区分は賃借権で、目的は米です。

期間は平成27年1月12日から平成32年1月11日までで、

小作料は、反当り30kg、年43kgです。

解約理由は、売買するためということです。農地法第18条第6項の規定による合意解約した旨の通知を受けております。以上です。

議 長

委 員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号7番については、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

はい、異議なしと認めます。議案第1号 農用地利用集積計画の解約について、整理番号7番については、原案どおり承認することに決定いたしました。

議 長

事務局

次に、整理番号8番について、事務局の説明を求めます。
整理番号8番です。

貸付人は 内野内野山の ○○○○ 様、

借受人は 上岩屋の ○○○○ 様です。

所在地は、大字下宿 三本松 ○○○番○

地目は田 面積は3, 346㎡、

利用権区分は使用貸借権で、目的は米です。

期間は平成28年3月10日から平成38年3月9日までです。

解約理由は、借受人の都合によるためということです。合意解約した旨の通知を受けております。以上です。

議 長

委 員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

借り手人は のぞえの ○○○○様、外12名様です。
所在地は、大字谷所 二本椿 ○○○番○、外29筆
面積は合計で38,392㎡、

利用権は賃借権と使用貸借権、期間は2年から10年間で、再設定です。

計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしています。以上です。

議 長

それでは、利用権設定塩田町の分整理番号1番から16番までについて、
質疑を行ないます。何か、質問、意見はありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。利用権設定塩田町の分整理番号1番から16番までについては、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について 利用権設定塩田町の分整理番号1番から16番までについては、原案どおり承認することに決定しました。

.....
議 長

次に、(別添の表3ページ) 利用権設定嬉野町の分
皆さんに、お諮りします。

利用権設定嬉野町の分整理番号1番から7番までについて、一括審議したいと思います。御異議ありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

異議なしと認めます。利用権設定嬉野町の分整理番号1番から7番までについて、農林課の説明を求めます。

農 林 課

別添の表、3ページを御覧ください。
整理番号1番から7番までです。

貸し手人は 下宿区(○○)の ○○○○ 様、外6名様です。

借り手人は 上不動の ○○○○ 様、外6名様です。

所在地は、大字不動山 皿屋谷 ○○○番、外17筆

面積は合計で23,168㎡、

利用権は賃借権と使用貸借権、

期間は2年から5年間で、新規設定と再設定です。

計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしています。以上です。

議 長

それでは、利用権設定嬉野町の分整理番号1番から7番までについて、
質疑を行ないます。何か、質問、意見はありませんか。

委 員

整理番号6番について、使用貸借権となっておりますが、正しいですか。

農 林 課

すみません、賃借権の間違いです。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり]
議長 無いようですので、採決に入ります。利用権設定嬉野町の分整理番号1番から7番までについては、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 異議なしと認めます。
議案第2号 農用地利用集積計画の決定について 利用権設定嬉野町の分整理番号1番から7番までについては、原案どおり承認することに決定しました。

.....
議長 次に、(別添の表4ページ～7ページ) 利用権設定 農地中間管理機構の塩田町の分、皆さんに、お諮りします。整理番号1番から23番までについて、一括審議したいと思います。御異議ありませんか。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり]
議長 異議なしと認めます。農地中間管理機構の塩田町の分整理番号1番から23番までについて、農林課の説明を求めます。

農林課 別添の表、4ページから7ページまでを御覧ください。整理番号1番から23番までです。

貸し手人は 五町田第4の ○○○○ 様 外22名様です。

借り手人は 公益社団法人 佐賀県農業公社 様でございます。

所在地は、大字五町田 ^{こぼたけ}小畠 ○○○番 外86筆

面積は合計で128,193㎡、

利用権は賃借権と使用貸借権、期間は9年11箇月で、新規設定と再設定です。

計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしています。以上です。

議長 それでは、中間管理機構の塩田町の分整理番号1番から23番までについて質疑を行ないます。何か、質問、意見はございませんか。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり]
議長 無いようですので、採決に入ります。中間管理機構の塩田町の分整理番号1番から23番までについては、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 異議なしと認めます。
議案第2号 農用地利用集積計画の決定について 利用権設定 農地中間管理機構の塩田町の分整理番号1番から23番までについては、原案どおり承認することに決定しました。

をお願いします。

班 長 5月にも申請がなされ、12月までとなっておりましたが、6ヶ月延長の申請であり、工事完了後は、地権者から嵩上げの形状変更提出されるかもしれないということでした。いままで、地権者から苦情等無いため問題ないと思います。

議 長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員 「異議なし」と呼ぶものあり]

議 長 無いようですので、採決に入ります。整理番号1番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長 異議なしと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号1番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。では、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

.....

事務局 整理番号2番です。

貸付人は 下吉田の ○○○○ 様、
借受人は 皿屋の ○○○○ 様です。

所在地は、大字下野 ^{いっほんまつさん} 一本松三 ○○○番○

地目は畑 面積は143㎡です。

用途目的は、宅地（駐車場）拡張

事由は、既存の住宅建替えに伴い、宅地を拡張（駐車場）したい。既存の宅地は土石流危険区域に指定され、宅地の有効利用が出来なくなったため、現在休耕地である申請地を転用したいということです。

東は道路、西は水路、宅地、南は道路、北は水路、田です。

農地区分については、第2種農地（法第4条第2項第1号ロ（2）、第2号）で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。

この契約は、使用貸借です。

図面は16ページと17ページ、写真は（3）番を御覧ください。以上です。

議 長 池田班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

班 長 下吉田の集落センター付近です。用排水路等も問題ないと思います。

議 長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員 「異議なし」と呼ぶものあり]

議 長 無いようですので、採決に入ります。整理番号2番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議なしと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号2番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。では、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

整理番号3番です。

譲渡人は 冬野の ○○○○ 様、

譲受人は 真崎の 有限会社 ○○○○ 代表取締役 ○○○○ 様です。

所在地は、大字久間 堤ノ上 ○○○番○

地目は畑 面積は940㎡です。

用途目的は、一般住宅及び駐車場

事由は、申請地は現在休耕地であり、後継者もなく耕作の見通しもない。地元居住者が増えるため、一般分譲住宅及び駐車場として転用したいということです。

東は宅地、西は畑、山林、南は畑、宅地、北は山林、宅地です。

農地区分については、第2種農地（法第4条第2項第1号ロ（2）、第2号）で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。

売買価格は、反当り3,031,915円、全体で2,850,000円です。

図面は18ページと19ページ、写真は（4）番を御覧ください。以上です。

議 長

田島委員、地区担当委員としての説明、意見はありませんか。

担 当 委 員

別にありません。

議 長

池田班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

班 長

ケアホーム付近であります。申請地は、20戸程住宅地に隣接する土地であります。当時はため池改修工事の堤防用のほとけ場として計画されましたが粘着性がないため利用されず、畑として利用されていた。今回、2戸の住宅地を計画され、排水関係も協議されているため問題ないと思います。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

借地として出されたものを今回解約して、売買したということですか。

事 務 局

元々農地として貸し借りをしていましたが解約して、今回宅地として売買し申請がなされています。

議 長

他にありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号3番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号3番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。以上で、本総会に提出された案件の審議、採決など、全て終了いたしました。お諮りします。委員会として協議すべき案件がありましたら、この場で協議したいと思います。委員の皆さん、何かありませんか。

それでは、会議を閉じます。

平成29年 第30回嬉野市農業委員会総会を閉会します。

(午後 14 時 25 分 閉会)